

〔10〕通信制生徒の特典

1 奨学資金

	奨学金の種類	月額（円）	返還義務	条件	募集時期											
高校在学中のもの	熊本県定通 修学奨励資金	14,000	卒業すれば 返還免除	<ul style="list-style-type: none"> ・就労・所得 ・年間18単位以上履修 ※卒業学年は要相談 ・4年以内で卒業 ※卒業できなければ返還 	6月頃											
	熊本県育英資金 (貸与)	<table border="1"> <tr> <td>自宅</td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>自宅外</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13,000</td> </tr> </table>	自宅	18,000		13,000		8,000	自宅外	23,000		18,000		13,000	あり	・成績、所得、人物
自宅	18,000															
	13,000															
	8,000															
自宅外	23,000															
	18,000															
	13,000															
大学等進学後の予約	日本学生支援 機構（給付型）	世帯の所得金額に 基づいて決まる	なし	・所得、人物、成績	6～7月											
	日本学生支援 機構（貸与型）	(第1種) 最高月額の場合 45000円～ 60000円 (第2種) 20000円～ 120000円	あり	・所得、人物、成績												

(その他) 阿部育英基金、日本教育公務員弘済会奨学金など

2 教科書・学習書の無償給与

熊本県の定時制・通信制高校で働きながら学んでいる人を支援する制度です。要件に合う人で所定の書類を提出して無償給与認定された人には、教科書・学習書が県から支給されます(教科書・学習書代金が払い戻されたり、支払いが不要になったりします)。

手続きをするためには、SHRやLHRに出席し、担任による募集の説明をよく聞いてください。また、申請の際は、不備のない書類を期限厳守で提出してください。

(1) 要件

ア 有職生徒であること（自家営業に従事する者を含む）。

※パート、アルバイトまたは定職に就いていて、経常的に収入を得ている者。

イ 所得要件

申請者（生徒本人）	収入が279万円以下であること。
申請者を扶養する者（保護者等）	左の者の年間収入が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192%以下であること。
扶養親族を有する申請者	同上

ウ 修得単位数及び履修

- ① 入学後1年目は、単位要件はなし。
- ② 入学後2年目は、14単位以上修得済みの者。
- ③ 入学後3年目以降は、28単位以上修得済みの者。

エ 有職生徒以外

イとウの要件を満たし、次の各号に該当する真にやむを得ない事由により学校長が給与することを適当と認めた者。

- ① 障がいのある者
- ② 疾病・り災等により職に就くことができない者
- ③ 職に就く意思があり求職中だが、職がなく就職が困難な者
- ④ その他、やむを得ない理由がある者

(2) 手続きのための書類提出時期

ア 在校生 : 前年度の12月～1月（予定）

イ 新入生、転編入生、再活動生 : 4月（後期の新入生、転編入生は別途連絡）

3 勤労学生控除制度（所得税の控除）

就労（パート・アルバイト含む）している生徒は、勤労学生控除を行うと所得税が戻ってくる場合がある。1年間の給与と収入が130万円以下の場合はこの制度を受けられる。しかし、年間収入が103万円以下の場合には、保護者の扶養になるので、保護者と相談の上で手続きをすること。

〈控除を受けるための手続き〉

- ① 年末調整の際に控除の適用を受ける場合は、学校の事務室で在学証明書
をもらい事業所に控除の申請をする。
- ② 勤労学生控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する場合は、源
泉徴収票（コピーは不可）、在学証明書、認印を持って、確定申告会場
に行って手続きをする。

手続きができない場合や不明な点があれば、担任の先生にたずねること。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....